

宇都宮市水防計画 (素案)

令和7年3月

宇都宮市

宇都宮市水防計画 < 目次 >

第 1 章	総 則	
第 1	目 的	P 1
第 2	水防機関	P 1
第 3	水防組織	P 1
第 2 章	監視警戒及び重要水防箇所	
第 4	監視・警戒	P 5
第 5	報 告	P 8
第 6	重要水防箇所	P 8
第 3 章	器具資材及び通信連絡	
第 7	器具資材及び施設の整備	P 8
第 8	予備資器材	P 9
第 9	緊急輸送	P 10
第 10	水防通信の優先	P 10
第 11	通信方法その他	P 10
第 12	通信の確保	P 11
第 4 章	災害情報の収集・伝達	
第 13	気象庁が単独で行う警報・注意報	P 13
第 14	国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報	P 17
第 15	栃木県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報	P 18
第 16	栃木県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川	P 20
第 17	水位の観測通報	P 21
第 18	ダム操作の通報	P 22
第 19	水防警報の種類並びに発表基準	P 23
第 20	国土交通大臣の行う水防警報	P 24
第 21	知事の行う水防警報	P 24

第 5 章	水防機関の活動	
第 22	出動・水防開始及び堤防等の異常に関する報告	P 2 5
第 23	非常配備	P 2 5
第 24	消防機関（水防関係）の出動基準	P 2 5
第 25	水防活動時の安全確保	P 2 6
第 26	消防機関（水防関係）の出動計画	P 2 7
第 27	水防標識	P 2 9
第 28	水防信号	P 3 0
第 29	公費負担	P 3 1
第 30	避難のための立退き	P 3 2
第 31	水防の解除	P 3 3
第 32	決壊時の処置	P 3 3
第 6 章	協力応援	
第 33	水防管理団体の協力応援	P 3 3
第 34	水防協力団体との連携	P 3 4
第 35	警察の協力応援	P 3 5
第 36	自衛隊の協力応援	P 3 5
第 37	河川管理者の協力	P 3 5
第 7 章	水防報告	
第 38	被害状況の報告	P 3 6
第 39	水防活動の報告	P 3 6
第 40	被害調査	P 3 7
第 8 章	その他	
第 41	水防訓練	P 3 8

宇都宮市水防計画

第1章 総 則

第1 目 的

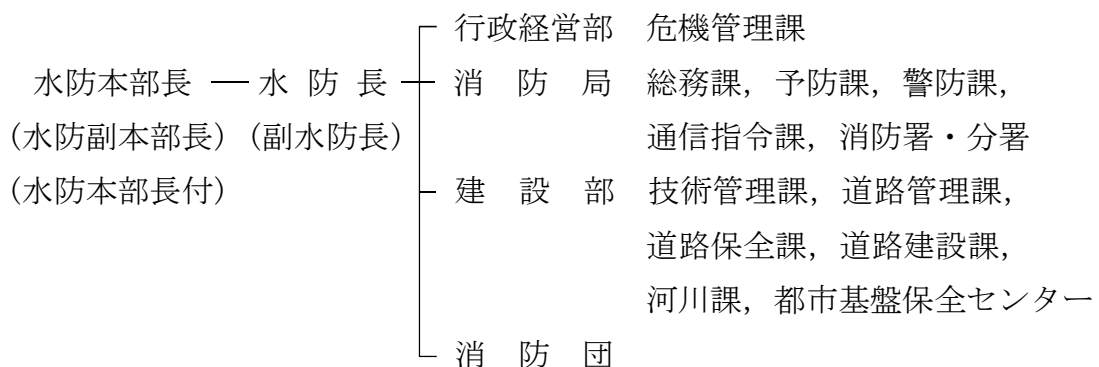
この計画は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号以下「法」という。）第33条の規定に基づき、県の水防計画に応じ、本市水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送、水防活動及び他の水防管理団体等との協力応援並びに水防に必要な器具、資材、設備の運用等を定め、洪水に際し適切円滑な水防の実施を期するものとする。

第2 水防機関

本市には水防団を置かず、消防機関が水防にあたるものとする。

第3 水防組織

- 1 市に水防本部〔事務局は、消防局〕を置き、事務を処理する。
- 2 水防本部を設置する時期は、次のとおりとする。
 - （1）宇都宮地方気象台から、水防に関する予報及び警報が発せられたとき。
 - （2）緊急にその必要があるとして、知事から指示があったとき。
 - （3）市長がその必要があると認めたとき。
- 3 市に災害対策本部が設置された場合の組織は、宇都宮市地域防災計画 風水害・放射線等対策編第2章第1節の定めるところによる。
- 4 水防組織



5 市における水防事務の任務分担及び消防団の編成は、次のとおりとする。

(1) 水防本部関係の任務分担

水防本部長	市長	(水防管理者)
水防副本部長	副市長	
〃	副市長	
水防本部長付	危機管理監	
水防長	消防長	
副水防長	建設部長	
〃	消防団長	

(2) 消防局の任務分担表

消防長
次長

班 別 (班 長) ＜班 員＞	分 掌 事 務
総務班 (総務課長) ＜総務課員＞	(1) 災害情報の収集に関すること。 (2) 関係機関との連絡調整及び警察・自衛隊等の応援要請に関すること。 (3) 公務災害に関すること。 (4) 活動隊の給食に関すること。 (5) その他、他の班に属しないこと。
予防班 (予防課長) ＜予防課員＞	(1) 水防広報に関すること。 (2) 被害状況の収集、調査、集計に関すること。 (3) 避難の指導に関すること。
警防班 (警防課長) ＜警防課員＞	(1) 水防計画に関すること。 (2) 水防資器材の調整及び調達に関すること。 (3) 災害現場の工法指導及び関係機関との調整に関すること。
通信指令班 (通信指令課長) ＜通信指令課員＞	(1) 災害情報の受理及び出動指令に関すること。 (2) 気象情報、水防関係予報及び警報等の受理、伝達に関すること。 (3) 被害状況の収集伝達及び報告に関すること。 (4) 水防通信及び非常招集の伝達に関すること。

班 別 (班 長) ＜班 員＞	分 掌 事 務
中央班 (中央消防署長) ＜中央消防署員＞	(1) 署員の非常招集に関する事。 (2) 水位の観測通報に関する事。 (3) 水防資器材の管理運用に関する事。 (4) 現場広報に関する事。 (5) 重要水防箇所の巡視警戒に関する事。 (6) 水防活動及び水難者の救助，救急に関する事。 (7) 管内の被害調査に関する事。
東班 (東消防署長) ＜東消防署員＞	
西班 (西消防署長) ＜西消防署員＞	
南班 (南消防署長) ＜南消防署員＞	

(3) 行政経営部の任務分担表

危機管理監

班 別 (班 長) ＜班 員＞	分 掌 事 務
危機管理班 (危機管理課長) ＜危機管理課員＞	(1) 水防計画に関する事。 (2) 災害情報の収集に関する事。 (3) 関係機関との連絡調整並びに応援要請に関する事。 (4) 気象情報，水防関係予報及び警報等の受理，伝達に関する事。 (5) 現場広報及び避難の指示に関する事。 (6) 被害調査に関する事。

(4) 建設部の任務分担表

建設部長

建設部次長

班 別 (班 長) ＜班 員＞	分 掌 事 務
技術管理班 (技術管理課長) ＜技術管理課員＞	(1) 水防計画に関すること。 (2) 通報及び連絡に関すること。 (3) 水防技術指導に関すること。 (4) 水防巡視に関すること。 (5) 水防工事に関すること。 (6) 決壊箇所の応急処置に関すること。 (7) 現場広報に関すること。 (8) 輸送に関すること。 (9) 被害状況の収集、調査に関すること。
道路管理班 (道路管理課長) ＜道路管理課員＞	
道路保全班 (道路保全課長) ＜道路保全課員＞	
道路建設班 (道路建設課長) ＜道路建設課員＞	
河川班 (河川課長) ＜河川課員＞	
都市基盤保全センター班 (都市基盤保全センター長) ＜都市基盤保全センター員＞	

(5) 消防団の編成表

団 長

副 団 長

地域別	指揮者		配置人員
団本部	分団長	副分団長	団本部分団員
第1分団	分団長	副分団長	第1分団員
第2分団	分団長	副分団長	第2分団員
第3分団	分団長	副分団長	第3分団員
第4分団	分団長	副分団長	第4分団員
第5分団	分団長	副分団長	第5分団員
第6分団	分団長	副分団長	第6分団員
第7分団	分団長	副分団長	第7分団員

地域別	指揮者		配置人員
第 8 分団	分団長	副分団長	第 8 分団員
第 9 分団	分団長	副分団長	第 9 分団員
第 1 0 分団	分団長	副分団長	第 1 0 分団員
第 1 1 分団	分団長	副分団長	第 1 1 分団員
平石分団	分団長	副分団長	平石分団員
清原分団	分団長	副分団長	清原分団員
横川分団	分団長	副分団長	横川分団員
瑞穂野分団	分団長	副分団長	瑞穂野分団員
富屋分団	分団長	副分団長	富屋分団員
国本分団	分団長	副分団長	国本分団員
豊郷分団	分団長	副分団長	豊郷分団員
篠井分団	分団長	副分団長	篠井分団員
城山分団	分団長	副分団長	城山分団員
雀宮分団	分団長	副分団長	雀宮分団員
姿川分団	分団長	副分団長	姿川分団員
上河内分団	分団長	副分団長	上河内分団員
河内東分団	分団長	副分団長	河内東分団員
河内西分団	分団長	副分団長	河内西分団員

第 2 章 監視警戒及び重要水防箇所

第 4 監視・警戒

市長は、平常時から河川の監視・警戒に努めるほか、知事から大雨に関する気象状況の通知を受けたとき、または必要があると認めたときは、出水前に巡視員を派遣して堤防の巡視にあたらせるものとする。

この巡視は、堤防延長 2,000m ごとに 1 名以上とする。

1 堤防の巡視にあたっては、次の状況に注意するものとする。

- (1) 堤防の水があふれる状況
- (2) 表堤防斜面の水当りの強い場所の亀裂及び崩壊
- (3) 上面の亀裂又は沈下
- (4) 裏堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び崩壊
- (5) 樋門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締め具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

- 2 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるときは、堤防延長 500m～1,000m ごとに警戒員 1 名、連絡員 2 名の基準で警戒にあたらせるものとする。
- 3 巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、第 17 水位の観測通報で定めにより速やかに通報するものとする。
- 4 堤防の巡視は、河川ごとに次の表により行うものとする。
- 5 この表に定めるほか、市長は水防本部各班に適宜巡視警戒させるものとする。

河川名	左右岸別	巡 視 区 間	延長	巡視責任者	人員	備考
鬼怒川	右	さくら市風見境から宮山田町地内	1.5km	上河内分団長	5	人員は状況に応じ増員する
	〃	上小倉町から JR 東北新幹線橋まで	3.0km	〃	9	
	〃	JR 東北新幹線橋から氏家大橋まで	3.0km	〃	9	
	〃	氏家大橋から下ヶ橋町境まで	2.5km	〃	8	
	〃	下ヶ橋町境から白沢町境まで	2.2km	河内東分団長	7	
	〃	白沢町境から鬼怒グリーンパーク白沢まで	1.4km	〃	5	
	〃	鬼怒グリーンパーク白沢から新鬼怒川橋まで	2.9km	〃	9	
	〃	新鬼怒川橋より板戸大橋まで	3.1km	〃	10	
	〃	板戸大橋から柳田町立町境まで	2.8km	平石分団長	9	
	〃	柳田町立町境から瑞穂野地区境まで	3.0km	〃	9	
	〃	瑞穂野地区境から下桑島町境まで	3.0km	瑞穂野分団長	9	
	〃	下桑島町境から東木代町まで	4.0km	〃	12	
	左	岡本頭首工から満美穴町境まで	2.8km	清原分団長	9	
	〃	満美穴町境から道場宿緑地まで	1.9km	〃	6	
	〃	道場宿緑地から清原放水路まで	3.5km	〃	11	
	〃	清原放水路から瑞穂野地区境まで	3.0km	〃	9	
	〃	清原地区境から真岡地区境まで	0.8km	瑞穂野分団長	3	

河川名	左右岸別	巡 視 区 間	延長	巡視責任者	人員	備考
田 川	左右	日光市境から篠井地区境まで	3.0km	篠井分団長	9	人員は状況に応じ増員する
	〃	篠井地区境から富屋地区境まで	6.0km	富屋分団長	18	
	〃	富屋地区境から旧市内まで	6.0km	豊郷分団長	18	
	〃	旧市内全区域	4.0km	第5・第6 第8分団長	12	
	〃	旧市内境から横川地区境まで	5.0km	横川分団長	15	
	〃	横川地区境から上三川町境まで	4.5km	雀宮分団長	14	
姿 川	左右	国本地区内	1.0km	国本分団長	3	
	〃	国本地区境から城山地区内	6.0km	城山分団長	18	
	〃	城山地区境から壬生町境まで	6.0km	姿川分団長	18	
赤 川	左右	城山地区内	5.0km	城山分団長	15	
山田川	左右	上河内地区内	5.0km	上河内分団長	15	
	〃	上河内地区境から下田原町前島境まで	5.2km	河内西分団長	16	
	〃	下田原町前島境から田川合流まで	4.0km	豊郷分団長	12	
武子川	左右	鹿沼市境から姿川合流まで	2.0km	姿川分団長	6	
釜 川	左右	国道119号線から上戸祭町境まで	1.0km	国本分団長	3	
	〃	上戸祭町境から大通り都橋まで	3.8km	第1・第3 第10分団長	12	
	〃	大通り都橋から田川合流まで	3.2km	第4分団長 第6分団長	10	
新 川	左右	東北自動車道から細谷町境まで	1.5km	国本分団長	5	
	〃	細谷町境から小幡2丁目まで	3.0km	第1分団長 第11分団長	9	
	〃	材木町から宇都宮環状線まで	3.5km	第2分団長 第9分団長	11	
	〃	宇都宮環状線から下野市境まで	3.0km	雀宮分団長	9	
越戸川	左右	柳田街道から瑞穂野地区境まで	3.0km	第7分団長 平石分団長	9	
	〃	瑞穂野地区境から上三川町境まで	3.7km	瑞穂野分団長	12	

河川名	左右岸別	巡 視 区 間	延長	巡視責任者	人員	備考
奈坪川 石 川	左右	下岡本町釜井台境から横川地区境まで	3.0km	第7分団長 豊郷分団長	9	人員は状況に応じ増員する
奈坪川 谷田川	左右	横川地区境から江川合流まで	2.3km	横川分団長	7	
江 川	左右	国道4号線峯橋から瑞穂野地区境まで	3.2km	第7分団長 横川分団長	10	
	〃	瑞穂野地区境から上三川町境まで	2.5km	瑞穂野分団長	8	
兵庫川	左右	総合運動公園南から新川合流まで	3.0km	姿川分団長	9	
西川田川	左右	東武鉄道西川田駅東から下野市境まで	3.0km	〃	9	
駒生川 鶴田川	左右	駒生運動公園東から姿川合流まで	7.2km	〃	22	

第5 報 告

市長は、水防本部各班が出動したとき又は水防作業を開始したとき、若しくは堤防等の異常を発見したときは、第32 通報処置で定める通報系統に準じて関係者に通報するものとする。

第6 重要水防箇所

本市における重要水防箇所は、宇都宮市水防計画資料編のとおり。

第3章 器具資材及び通信連絡

第7 器具資材及び施設の整備

- 1 水防に必要な資器材については、河川の状況を勘案して水防倉庫を設置し、備蓄しておくものとする。
- 2 水防倉庫ごとの資器材の備蓄状況は、宇都宮市水防計画資料編のとおり。
- 3 水防資器材は、水防機関に出動を命じた場合に、当該出動機関に配布するものとする。
- 4 水防資器材は、腐蝕破損しないよう資器材管理者が保管するとともに、資器材の受払いについては、常に帳簿に記入しておくものとする。

第8 予備資器材

前記の水防資器材のほか、必要に応じ迅速にこれを補給するため、あらかじめ次の表により予備資器材を手配しておくものとする。

なお、水防協力団体との連携により調達する水防資器材については、別に定める。

1 緊急時資材の調達先

品 名	所 有 者	調達方法	輸送方法
青 竹	(株)池田竹店	購 入	貨物車 資材輸送車
木 杭	(株)池田竹店	〃	〃
〃	石浜建材(株)	〃	〃
ソフトロープ	(株)大塚商店	〃	〃

2 水防資器材の要請

市長は、水防活動により資器材が不足した場合は、宇都宮土木事務所長に県が管理する下表の水防資器材の応援を要請することができる。

品 名	備 蓄 箇 所	宇都宮土木事務所 栃木県河内庁舎水防倉庫
かます・空俵・麻袋・土のう等 (枚)		<u>4, 8 0 0</u>
杭 (鉄・木) (本)		1 2 0
鉄 線 (kg)		3 5 0
シ ー ト (枚)		<u>4 0 0</u>
ロ ー プ (m)		1, 1 7 0

※ 県有水防資器材の取扱要領（抜すい）

（供与の原則）

第3 土木事務所長（以下「所長」という。）は緊急事態に対処し、備蓄資器材に不足を生じた水防管理団体から、資器材の応援要請があった場合にその必要を認めたときは、資器材を供与することができる。ただし、器具については貸与とする。

第9 緊急輸送

市長は人員、水防資器材の輸送の円滑を図るため、次のとおり車両を整備しておき、必要に応じ緊急輸送にあたるものとする。

種 別	数 量	所 在 地	備 考
乗用車・貨物車	2 9 5	本庁	
バス	2	本庁	
貨物車・特殊作業車	6 0	本庁 都市基盤保全センター	
乗用車	1	消防局	
指令車	1	消防局	
支援Ⅲ型（バス）	1	消防局	
広報車	1	消防局	
指揮車	5	消防署	
査察車	1 0	消防局・署	
連絡車	3	消防局	
資材輸送車	5	消防局・署	
消防車	1 3	消防署	ポンプ車のみ
消防車	<u>1 4 5</u>	消防団	

第10 水防通信の優先

法第27条第2項の規定により、市長、消防長、消防団長又はこれらの者の命を受けたものは、水防上緊急を要する通信のために公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設を使用することができる。

第11 通信方法その他

- 1 通信内容については、簡潔かつ要領よくとりまとめ、冗長にわたらないように注意すること。
- 2 市長は、常にN T T、警察署、駅、東京電力、関東地方整備局出張所等と緊密な連絡を保持し、これらの通信施設を最大限に活用するよう努めるものとする。
- 3 水防上通信連絡のため必要な関係機関の連絡先は、宇都宮市水防計画資料編のとおり。

第12 通信の確保

- 1 水防関係者は、通信施設等の故障によりこれを使用することが不可能な場合は、消防無線やMCA無線を最大限に活用するとともに、自動車等あらゆる手段を講じて連絡の確保に努めるものとする。
- 2 水防関係者は、前項の連絡を実施するため所要の車両を次のとおり準備しておくものとする。

種 別	数 量	所有者	利用者	備 考
乗用車・貨物車	2 9 5	市 長	水防本部	水防管理者の指示により待機する
バス	2			
貨物車・特殊作業車	6 0			
乗用車	1			
指令車	1			
支援車Ⅲ型（バス）	1			
広報車	1			
指揮車	5			
査察車	1 0			
連絡車	3			
資材輸送車	5			
消防車（消防局）	<u>3 2</u>			
消防車（消防団）	<u>1 4 5</u>			

- 3 無線通信施設及び配置状況は、次のとおりである。

消防 救急 無線	基地局	宇都宮消防市役所 (うつのみやしょうぼうしやくしょ)	統制波 1 ～ 3 (3波) 主運用波 1 (1波) 活動波 1 ～ 5 (5波)
		宇都宮消防上河内 (うつのみやしょうぼうかみかわち)	活動波 1 ～ 5 (5波)
	移動局	5 w 卓上型固定 5 基 (通信指令室)	統制波 1 ～ 3 (3波) 主運用波 1 (1波) 活動波 1 ～ 5 (5波)
		5 w 車載型 6 9 基	統制波 1 ～ 3 (3波) 主運用波 1 (1波) 活動波 1 ～ 5 (5波)

消防 救急 無線	移動 局	10w 車載型	24基	統制波1～3 (3波)
		2w 携帯型	175基	主運用波1 (1波)
		5w 可搬型	6基	活動波1～5 (5波)
		※5w 携帯型	2基	防災相互波 (アナログ波)
MCA 無線	半固定型		1基	消防局 (通信指令室)
	携帯型		<u>216基</u>	消防局, 行政経営部, 消防団

無線配置表

配置場所	卓上型 固定	車載型	携帯型	可搬型	MCA 無線	計
消防局 総務課		2	2		2	6
予 防 課		3	1		2	6
警 防 課		2	1		2	5
通信指令課	5	1	10	2	4	22
中央消防署		15	29	1	2	47
河内分署		3	7		1	11
上河内分署		3	7		1	11
東消防署		13	23	1	2	39
平石分署		3	7		1	11
清原分署		3	7		1	11
西消防署		15	24※	1	2	42
富屋分署		3	7		1	11
宝木分署		3	7		1	11
城山分署		3	7		1	11
南消防署		11	21	1	2	35
陽南分署		4	8		1	13
築下分署		6	9		1	16
行政経営部					1	1
消 防 団					<u>189</u>	<u>189</u>
計	5	93	175	6	<u>217</u>	<u>498</u>

※ 西消防署保有24基のうち2基は、特殊災害対策車積載アナログ携帯型無線機 (防災相互波)

第4章 災害情報の収集・伝達

第13 気象庁が単独で行う警報・注意報

- 1 宇都宮地方気象台は、気象業務法第14条の2第1項により栃木県地方に対し、気象及び洪水についての予報及び警報を行う。

(注) 警報・注意報は、市町毎とする。

- 2 警報の発表基準をはるかに超える豪雨など、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、特別警報を行う。

- 3 水防に係る警報等の種類及び発表基準は、次のとおりである。

(1) 警 報

大雨警報

市町を まとめた地域	市町	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
県央部	宇都宮市	21	139

洪水警報

市町を まとめた地域	市町	流域雨量 指数基準	複合基準
県央部	宇都宮市	姿川流域＝17.8 釜川流域＝8.8 山下川流域＝6.4 越戸川流域＝4.7 江川流域＝10.6 武名瀬川流域＝4.5 御用川流域＝9.3 山田川流域＝13.7 新川流域＝6.1 鶴田川流域＝10 赤川流域＝10 松葉川流域＝5.9 流川流域＝6.5 武子川流域＝14.5	姿川流域 ＝ (8, 12.1)

(2) 注 意 報

大雨注意報

市町を まとめた地域	市町	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
県央部	宇都宮市	10	101

洪水注意報

市町を まとめた地域	市町	流域雨量 指数基準	複合基準
県央部	宇都宮市	姿川流域＝14.2 釜川流域＝7 山下川流域＝5.1 越戸川流域＝3 江川流域＝8.4 武名瀬川流域＝3.6 御用川流域＝7.4 山田川流域＝10.9 新川流域＝4.8 鶴田川流域＝8 赤川流域＝8 松葉川流域＝4.7 流川流域＝5.2 武子川流域＝11.6	田川流域 ＝ (9, 21.2) 姿川流域 ＝ (5, 10.9) 新川流域 ＝ (5, 4.8)

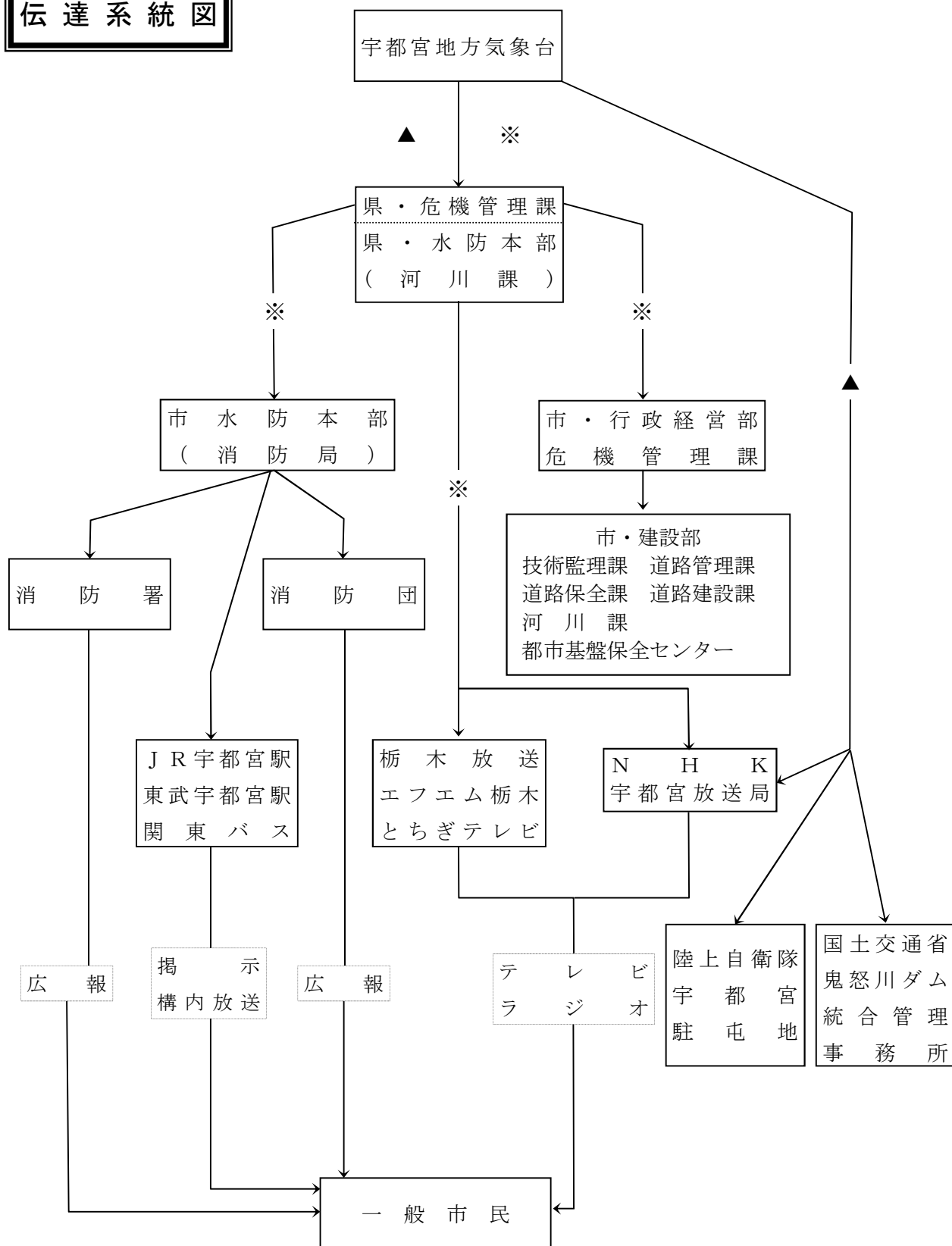
(3) 特別警報

大雨特別警報

市町を まとめた地域	市町	発表基準
県央部	宇都宮	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

- 4 県内に関係ある気象で特に洪水になるおそれのある降雨が予想される場合は、宇都宮地方気象台から次の系統により関係機関に伝達されるが、市長は、伝達を受けたときは、次の方法により直ちに一般市民に対し、周知徹底を図るものとする。

伝達系統図



▲ 防災情報提供システム

※ 栃木県防災行政ネットワーク

【参 考】

警報・注意報の基準等

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。
警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町等に対して発表する。
- (2) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は、「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は、「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は、「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
 - (2) 土壌雨量指数基準は、1 km四方毎に設定している。
土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を記載している。
 - (3) 洪水の欄中、「〇〇川流域＝△△」は、「〇〇川流域の流域雨量指数△△以上」を意味する。
 - (4) 複合基準は、表面雨量指数・流域雨量指数の2つの指標による基準を示す。
例えば、「姿川流域＝(8, 12.1)」は、「姿川流域で表面雨量指数8以上かつ流域雨量指数12.1以上」を意味する。
- ・土壌雨量指数： 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を雨量データから指数化したもの。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域毎に算出する。
 - ・流域雨量指数： 流域雨量指数は、降雨による洪水害発生の危険性を示す指標で、流域に降った雨水が地表面や地中を通り時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川にそって下る量を指数化したもの。解析雨量、降水ナウキャスト、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域毎に算出する。
 - ・表面雨量指数： 表面雨量指数は、降雨による浸水害発生の危険性を示す指標で、地面の被覆状況や地質・地形勾配を考慮し、降った雨が地表にどれだけ溜まっているかを雨量データから指数化したもの。解析雨量、降水ナウキャストをもとに、1 km四方の領域毎に算出する。

第 14 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報

- 1 法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項の規定により洪水予報を行う河川で本市関係のものは、次のとおりである。

河川名	実施区域		基準水位 観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	担当官署
鬼怒川	左岸	塩谷郡塩谷町大字 風見 1201 番 16 地先から 利根川合流点まで	佐貫 (下)	1.50m	2.30m	<u>3.10m</u>	<u>3.70m</u>	関東地方整備局 下館河川事務所 宇都宮 地方気象台
	右岸	宇都宮市宮山田町字 かた= 1302 番地先から 利根川合流点まで	石井 (右)	1.00m	1.50m	2.60m	3.30m	

2 洪水予報の通知

洪水予報は、基準地点の水位または流量を示して発表する。

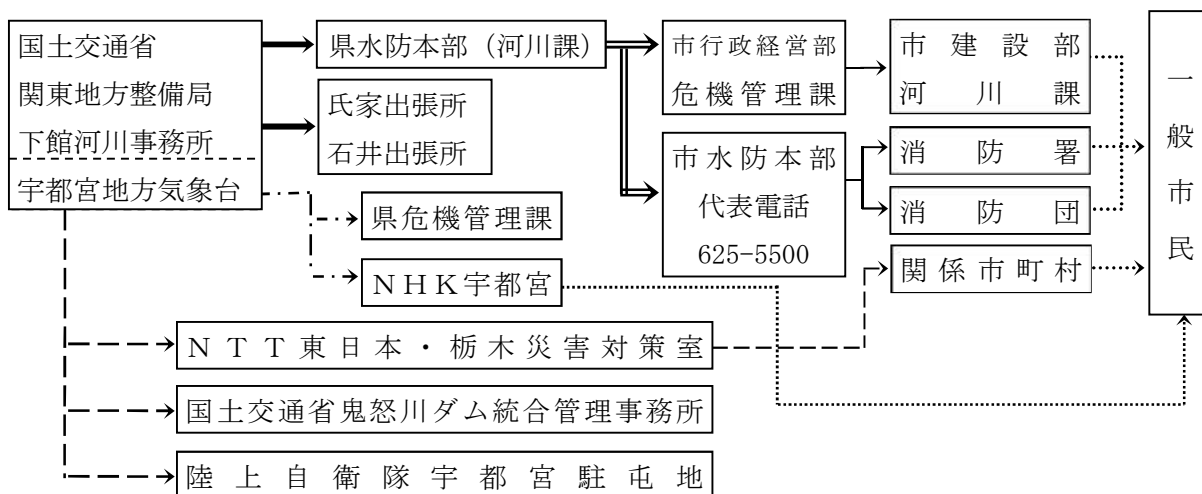
その種類は、次のとおりである。(本市関係のみ)

洪水予報の表題 〔洪水予報の種類〕	解 説・発表基準
鬼怒川氾濫発生情報 〔洪水警報〕	氾濫が発生した後、速やかに発表する。
鬼怒川氾濫危険情報 〔洪水警報〕	基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に速やかに発表する。
鬼怒川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
鬼怒川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。

※ 氾濫注意情報の解除は、氾濫注意水位を下回ったときに発表する。

3 通報連絡

洪水予報の通知を受けた場合は、次の系統により関係機関に伝達する。



- ・ **⇒** 【基本系統】として、防災システム（メール）及びFAX（i-FAX）により配信（受信確認の電話必要なし）
- ・ **-.->** 防災情報提供システム
- ・ **→** 消防Eメール指令装置又はFAX（NTT）、ただし消防団は、消防Eメール指令装置により配信
- ・ **→** NTT専用線
- ・ **----->** テレビ・ラジオ・ホームページ・メール配信サービス・広報車等を活用した広報

第15 栃木県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報

1 法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により洪水予報を行う河川で本市関係のものは、次のとおりである。

河川名	実施区域		基準水位 観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	担当官署
田川	左岸	宇都宮市岩曽町山田川合流点から下野市上坪山田川放水路への分派点まで	東橋 (宇都宮市)	1.40m	2.00m	3.00m	3.70m	栃木県 県土整備部 河川課 宇都宮 地方気象台
	右岸	宇都宮市山本1丁目山田川合流点から小山市大字田川田川放水路への分派点まで						
姿川	左岸	宇都宮市幕田町淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで	淀橋 (壬生町)	1.50m	2.00m	2.80m	3.30m	栃木県 県土整備部 河川課 宇都宮 地方気象台
	右岸	下都賀郡壬生町大字安塚淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで						

2 洪水予報の通知

洪水予報は、基準となる地点の水位を示して発表する。

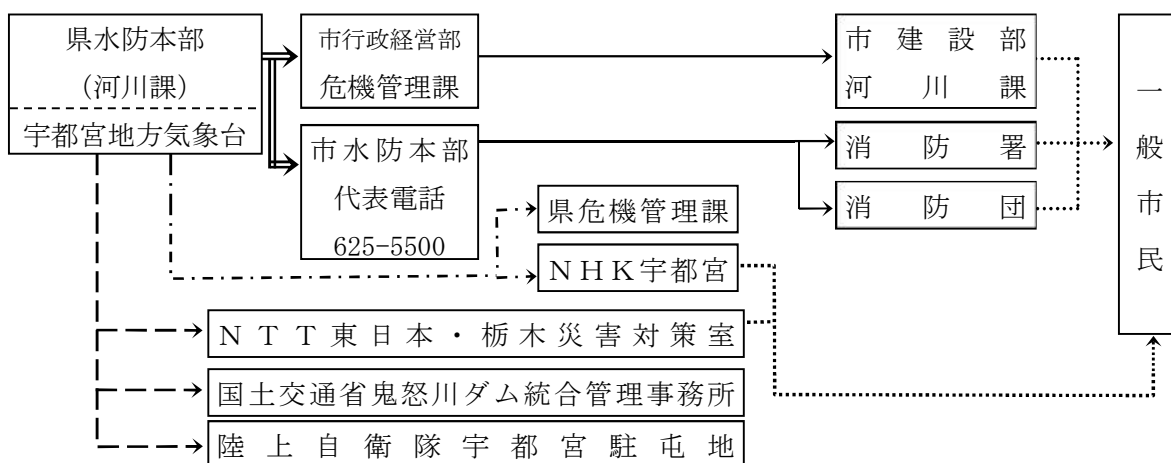
その種類は、次のとおりである。（本市関係のみ）

洪水予報の表題 〔洪水予報の種類〕	解 説・発表基準
〇〇川氾濫発生情報 〔洪水警報〕	氾濫が発生した後、速やかに発表する。
〇〇川氾濫危険情報 〔洪水警報〕	基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に速やかに発表する。
〇〇川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（特別警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
〇〇川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。

※ 氾濫注意情報の解除は、氾濫注意水位を下回ったときに発表する。

3 通報連絡（本市関係のもの）

洪水予報の通知を受けた場合は、次の系統により関係機関に伝達する。



- ・⇒ 【基本系統】として、防災システム（メール）及び FAX（i-FAX）により配信（受信確認の電話必要なし）
- ・- - -> 防災情報提供システム
- ・→ 消防 E メール指令装置又は FAX（NTT）、ただし消防団は、消防 E メール指令装置により配信
- ・→ NTT専用線
- ・----- テレビ・ラジオ・ホームページ・メール配信サービス・広報車等を活用した広報

第 16 栃木県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川

1 法第 13 条の規定により栃木県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川で本市関係のものは、現在指定されていない。

2 水位情報の通知及び周知の実施時期

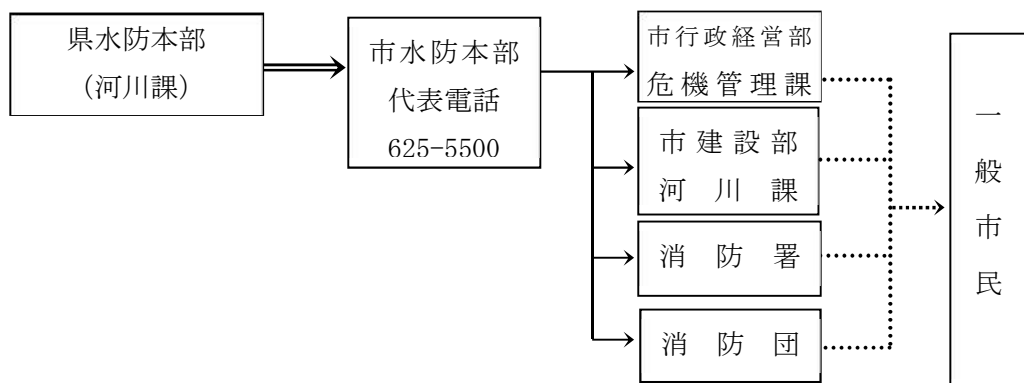
水位情報の通知及び周知の発表は、水防法第 13 条第 2 項の規定に基づき行う避難判断水位への到達情報の発表のほか、「洪水等に関する防災情報体系の見直しについて」（平成 18 年 10 月 1 日 河川局長通達）に基づき、氾濫注意水位、氾濫危険水位への到達情報を発表する。

その種類は、次のとおりである。

洪水の危険レベル	水位周知情報の表題	解 説・発表基準
レベル 4	〇〇川氾濫危険情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に速やかに発表する。
レベル 3	〇〇川氾濫警戒情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、避難判断水位（特別警戒水位）に到達した場合に速やかに発表する。
レベル 2	〇〇川氾濫注意情報	区域のいずれかの水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達した場合に速やかに発表する。

3 通報連絡

水位情報の通知を受けた場合は、次の系統により関係機関に伝達する。



- ・ ==> 防災システム(メール)及びFAX(i-FAX)により配信(受信確認の電話必要なし)
- ・ ——> 消防Eメール指令装置又はFAX(NTT), ただし消防団は, 消防Eメール指令装置により配信
- ・ ----> テレビ・ラジオ・ホームページ・メール配信サービス・広報車等を活用した広報

第 17 水位の観測通報

- 1 国土交通省，県及び市が管理する水位標の設置場所並びに水防団待機水位，氾濫注意水位，避難判断水位，氾濫危険水位，観測人は，次のとおりとする。

設置別	河川名	水位標名称	町名	設置場所	左右岸の別	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	観測人
国	鬼怒川	佐貫(下)	塩谷郡塩谷町	観音橋下流 100m	左	1.50	2.30	3.10	3.70	上河内分署員
国	鬼怒川	石井(右)	石井町	新鬼怒橋上流 20m	右	1.00	1.50	2.60	3.30	平石分署員
県	釜川	兜橋	戸祭町	兜橋	左	1.90	2.30			中央消防署員
県	田川	東橋	千波町	東橋	右	1.40	2.00	3.00	3.70	中央消防署員
県	田川	桜橋	下横倉町	桜橋	左	1.10	1.50			富屋分署員
県	姿川	淀橋	壬生町安塚	淀橋	右	1.50	2.00	2.80	3.30	陽南分署員

【参 考】

①河川水位・雨量情報電話応答システム

管 理 種 別		区域	電 話 番 号
国	国土交通省下館河川事務所	管内	0296-25-2164
県	県土整備部河川課 (行政機関用)	南部	028-624-1309
		北部	028-621-4196
	〃 (一般公表用)	南部	028-623-5754・5756
		北部	028-623-5751・5752
		ダム	028-623-5753・5760
	宇都宮土木事務所	管内	028-643-2451・2452・2453

②とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報システム

- ◆ パソコン版URL：<http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/>
- ◆ 携帯電話版URL：<http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/m/>

2 水位標の連絡担当者，連絡方法を次のとおり定める。

水位標場所	観測人	連絡担当者	連絡先	連絡方法	連絡事項
鬼怒川 塩谷町 観音橋	中央消防署 上河内分署	中央消防署長	消防局 (625) 5500	電話を使用 する。 ただし，不 通の場合は ，消防無線， その他の方 法による。	「何時現在 〇m〇〇」 「刻々，増水 (減水)してい る。」等 なお，区域内 の浸水家屋堤 防の状況等異 常のあるとき は，その旨連絡 する。
鬼怒川 石井町 新鬼怒橋	東消防署 平石分署	東消防署長			
釜 川 戸祭町 兜 橋	中央消防署	中央消防署長			
田 川 千波町 東 橋	中央消防署	中央消防署長			
田 川 下横倉町 桜 橋	西消防署 富屋分署	西消防署長			
姿 川 幕田町 淀 橋	南消防署 陽南分署	南消防署長			

3 本市に係る雨量観測所は，宇都宮市水防計画資料編のとおり。

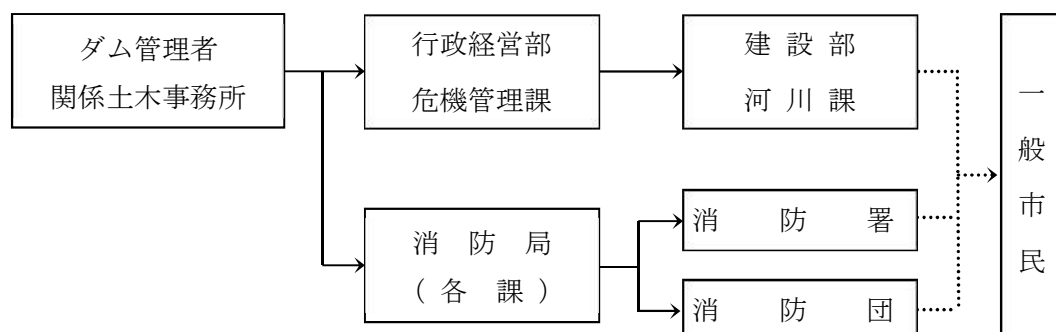
第 18 ダム操作の通報

洪水予報発令中のダムの操作及び洪水調節のために放流を行う場合は，次の系統により通報される。

市長は，この通報を受けたときは，必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するものとする。

なお，本市に係るダムは，宇都宮市水防計画資料編のとおり。

(本市関係のもの)



第 19 水防警報の種類並びに発表基準

法第 16 条による国土交通大臣及び知事の行う水防警報の種類並びに発表基準は、概ね次のとおりである。

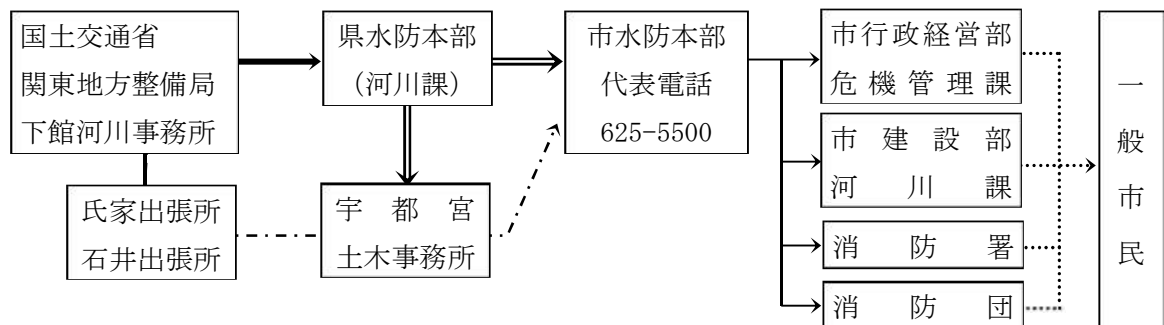
種類	内 容	発 表 基 準	
		国管理河川	県管理河川
待機	1. 増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。	気象情報、警報等及び河川状況により、必要と認めるとき。	気象情報、警報等及び河川状況により、必要と認めるとき。
	2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。		
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越える恐れがあるとき。 または、水位、流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）を越え、更に水位が上昇するとき。 又は、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こる恐れがあるとき。	水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防活動を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき。または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第 20 国土交通大臣の行う水防警報

1 指定河川及びその区域，基準水位観測所（本市関係のもの）

河川名	実 施 区 域		基準水位 観 測 所	水 防 団 待機水位	氾 濫 注意水位	避難判断 水 位	氾 濫 危険水位	発 表 者
鬼怒川	左岸	塩谷郡塩谷町大字風見 1201 番 16 地先から 塩谷郡高根沢町大字宝積寺まで	佐貫 (下)	1. 50m	2. 30m	<u>3. 10m</u>	<u>3. 70m</u>	下館河川事務所
	右岸	宇都宮市宮山田町字カハタニ 1302 地先から 宇都宮市下岡本町まで						
	左岸	宇都宮市板戸町 1692 番地先から 芳賀郡二宮町大字上江連まで	石井 (右)	1. 00m	1. 50m	2. 60m	3. 30m	
	右岸	宇都宮市柳田町 1684 番 1 地先から 小山市大字中河原まで						

2 通報連絡（本市関係のもの）



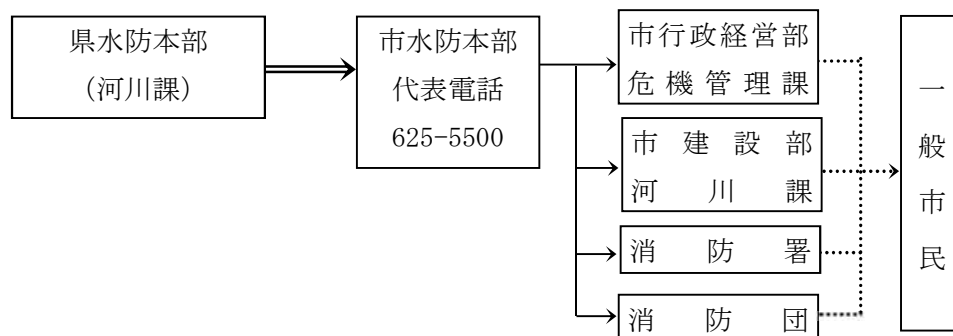
- ⇒【基本系統】として，防災システム（メール）及び FAX（i-FAX）により配信（受信確認の電話必要なし）
- - ->【補助系統】として，〔宇都宮土木事務所〕から伝達（FAX）を受けた場合，受信確認の電話をする。
- 消防 E メール指令装置又は FAX(NTT)，ただし消防団は，消防 E メール指令装置により配信
- > テレビ・ラジオ・ホームページ・メール配信サービス・広報車等を活用した広報

第 21 知事の行う水防警報

1 指定河川及びその区域，基準水位観測所（本市関係のもの）

河川名	実 施 区 域		基準水位 観 測 所	水 防 団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水 位	氾濫 危険水位	発表者
田川	左岸	宇都宮市岩曽町山田川合流点から 下野市上坪山田川放水路への分派点まで	東橋 (宇都宮市)	1. 40m	2. 00m	3. 00m	3. 70m	栃木県河川課
	右岸	宇都宮市山本 1 丁目山田川合流点から 小山市大字田川放水路への分派点まで						
姿川	左岸	宇都宮市幕田町淀橋から 小山市大字黒本思川合流点まで	淀橋 (壬生町)	1. 50m	2. 00m	2. 80m	3. 30m	
	右岸	下都賀郡壬生町大字安塚淀橋から 小山市大字黒本思川合流点まで						

2 通報連絡（本市関係のもの）



- ・ ==> 防災システム(メール)及びFAX(i-FAX)により配信(受信確認の電話必要なし)
- ・ ——> 消防Eメール指令装置又はFAX(NTT), ただし消防団は, 消防Eメール指令装置により配信
- ・ ----> テレビ・ラジオ・ホームページ・メール配信サービス・広報車等を活用した広報

第5章 水防機関の活動

第22 出動・水防開始及び堤防等の異常に関する報告

市長は、次の事態に至ったときは、直ちに宇都宮土木事務所を経由し、県水防本部に報告するものとする。

- 1 氾濫注意水位に達したとき
- 2 消防団が出動したとき
- 3 水防作業を開始したとき
- 4 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）

第23 非常配備

市長が職員及び消防団員を非常配備につかせるための指令を発する基準は、次によるものとする。

- 1 市長が自らの判断により、必要と認める場合
- 2 水防警報指定河川等にあつては、知事からの警報を受けた場合
- 3 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があつた場合

第24 消防機関（水防関係）の出動基準

- 1 待機

待機の指令は、水防に関係のある予警報等が発せられたとき又は市長が必要と認めたときとする。

2 準 備

河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき又は水防警報(準備)の通報を受けたときは、消防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は、下記によるものとする。

- (1) 消防団の役員(班長以上)および機関員は、所属分団(部)の詰所、機械器具置場等所定の場所に集合する。
- (2) 水防資器材の整備点検及び作業員の配備計画等を行う。
- (3) 堤防巡視のため一部団員を出動させる。

3 出 動

河川水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、水防警報(出動)の通報を受けたとき又は市長が出動の必要を認めたときは、直ちに出動計画に従い消防機関を警戒配置につかせる。出動の要領は、次のとおり。

- ・ 第1次出動

消防機関の一部が出動して堤防の巡視警戒にあたるとともに、危険箇所の早期発見連絡等を行う。

- ・ 第2次出動

消防機関の一部が出動、水防活動に入る。

- ・ 第3次出動

消防機関の全員が出動して水防活動に入る。

ただし、いずれの段階の出動を行うかは、消防長が危険度に適合するように定めるものとする。

4 解 除

河川の水位が下降し、水防警戒の必要が認められなくなったときは、消防機関の活動終了を通知することとし、自らの判断で待機等を解除してはならない。

第25 水防活動時の安全確保

水防活動に従事する者は、常に自己の安全確保に努め、二次災害のおそれがある前兆現象を発見した場合は、周囲にその旨を知らせるとともに避難を最優先とした活動とすること。

第 26 消防機関（水防関係）の出動計画

- 1 市内にある水位標の示す水位が氾濫注意水位に達したとき又は必要と認めたときは、水防信号及びその他の方法により、次の区域分担に従って消防機関を出動させるものとする。

河川	担 当 区 域	指揮者	担 当 消 防 分 団	集合場所	資 備 蓄 箇 所
鬼怒川	上河内分団区域内	上河内分団長	上河内分団	上河内地区 市民センター	上河内地区市民 セ ン タ ー 水 防 倉 庫
	河内東分団区域	河内東分団長	河内東分団	河内地区 市民センター	河内地区市民セ ン タ ー 水 防 倉 庫
	清原分団区域内	清原分団長	清原分団	清原地区 市民センター	平 石 分 署 水 防 倉 庫
	平石分団区域内	平石分団長	平石分団	平石地区 市民センター	平 石 分 署 水 防 倉 庫
	瑞穂野分団区域内	瑞穂野分団長	瑞穂野分団	瑞穂野地区市民センター (瑞穂野中学校)	平 石 分 署 水 防 倉 庫
田川	篠井分団区域内	篠井分団長	篠井分団	篠井地区 市民センター	西 消 防 署 水 防 倉 庫
	富屋分団区域内	富屋分団長	富屋分団	富屋地区 市民センター	西 消 防 署 水 防 倉 庫
	豊郷分団区域内	豊郷分団長	豊郷分団	豊郷地区 市民センター	中 央 消 防 署 水 防 倉 庫
	第 5 分団区域内	第 5 分団長	第 5 分団	分団詰所 (宇都宮競輪場)	中 央 消 防 署 水 防 倉 庫
	第 6 分団区域内	第 6 分団長	第 6 分団	分団詰所	中 央 消 防 署 水 防 倉 庫
	第 8 分団区域内	第 8 分団長	第 8 分団	分団詰所 (第 6 分団詰所)	中 央 消 防 署 水 防 倉 庫
	横川分団区域内	横川分団長	横川分団	横川地区市民センター (横川東・西小学校)	南 消 防 署 水 防 倉 庫
	雀宮分団区域内	雀宮分団長	雀宮分団	雀宮地区 市民センター	南 消 防 署 水 防 倉 庫
姿川	国本分団区域内	国本分団長	国本分団	国本地区 市民センター	西 消 防 署 水 防 倉 庫
	城山分団区域内	城山分団長	城山分団	城山地区 市民センター	西 消 防 署 水 防 倉 庫
	姿川分団区域内	姿川分団長	姿川分団	姿川地区 市民センター	西 消 防 署 水 防 倉 庫

河川	担 当 区 域	指揮者	担 当 消 防 分 団	集 合 場 所	資 備 蓄 箇 材 所
山田川	上河内分団区域内	上河内分団長	上河内分団	上河内地区 市民センター	上河内地区市民 セ ン ター 水 防 倉 庫
	河内西分団区域内	河内西分団長	河内西分団	河内地区 市民センター	河内地区市民セ ン ター 水 防 倉 庫
	豊郷分団区域内	豊郷分団長	豊郷分団	豊郷地区 市民センター	中 央 消 防 署 水 防 倉 庫
武子川	姿川分団区域内	姿川分団長	姿川分団	姿川地区 市民センター	西 消 防 署 水 防 倉 庫
赤川	城山分団区域内	城山分団長	城山分団	城山地区 市民センター	西 消 防 署 水 防 倉 庫
釜川	国本分団区域内	国本分団長	国本分団	国本地区 市民センター	西 消 防 署 水 防 倉 庫
	第 1 分団区域内	第 1 分団長	第 1 分団	分団詰所	中 央 消 防 署 水 防 倉 庫
	第 3 分団区域内	第 3 分団長	第 3 分団	分団詰所	中 央 消 防 署 水 防 倉 庫
	第 4 分団区域内	第 4 分団長	第 4 分団	分団詰所	中 央 消 防 署 水 防 倉 庫
	第 6 分団区域内	第 6 分団長	第 6 分団	分団詰所	中 央 消 防 署 水 防 倉 庫
	第 1 0 分団区域内	第 1 0 分団長	第 1 0 分団	分団詰所	西 消 防 署 水 防 倉 庫
新川	国本分団区域内	国本分団長	国本分団	国本地区 市民センター	西 消 防 署 水 防 倉 庫
	第 1 分団区域内	第 1 分団長	第 1 分団	分団詰所	中 央 消 防 署 水 防 倉 庫
	第 2 分団区域内	第 2 分団長	第 2 分団	分団詰所	西 消 防 署 水 防 倉 庫
	第 9 分団区域内	第 9 分団長	第 9 分団	分団詰所	江 曾 島 水 防 倉 庫
	第 1 1 分団区域内	第 1 1 分団長	第 1 1 分団	分団詰所	西 消 防 署 水 防 倉 庫
	雀宮分団区域内	雀宮分団長	雀宮分団	雀宮地区 市民センター	南 消 防 署 水 防 倉 庫
越戸川	第 7 分団区域内	第 7 分団長	第 7 分団	分団詰所	東 消 防 署 水 防 倉 庫
	平石分団区域内	平石分団長	平石分団	平石地区 市民センター	平 石 分 署 水 防 倉 庫
	瑞穂野分団区域内	瑞穂野分団長	瑞穂野分団	瑞穂野地区市民センター (瑞穂野中学校)	平 石 分 署 水 防 倉 庫

河川	担 当 区 域	指揮者	担 当 消 防 分 団	集 合 場 所	資 備 蓄 箇 材 所
奈坪川 石川	豊郷分団区域内	豊郷分団長	豊郷分団	豊郷地区 市民センター	中 央 消 防 署 水 防 倉 庫
	第 7 分団区域内	第 7 分団長	第 7 分団	分団詰所	東 水 消 防 署 水 防 倉 庫
奈坪川 谷田川	横川分団区域内	横川分団長	横川分団	横川地区市民センター (横川東・西小学校)	南 水 消 防 署 水 防 倉 庫
江川	第 7 分団区域内	第 7 分団長	第 7 分団	分団詰所	東 水 消 防 署 水 防 倉 庫
	横川分団区域内	横川分団長	横川分団	横川地区市民センター (横川東・西小学校)	南 水 消 防 署 水 防 倉 庫
	瑞穂野分団区域内	瑞穂野分団長	瑞穂野分団	瑞穂野地区市民センター (瑞穂野中学校)	平 水 石 分 署 水 防 倉 庫
兵庫川	姿川分団区域内	姿川分団長	姿川分団	姿川地区 市民センター	南 水 消 防 署 水 防 倉 庫
西川田川	姿川分団区域内	姿川分団長	姿川分団	姿川地区 市民センター	南 水 消 防 署 水 防 倉 庫
駒生川 鶴田川	姿川分団区域内	姿川分団長	姿川分団	姿川地区 市民センター	西 水 消 防 署 水 防 倉 庫

※ () 記載の集合場所は、水位の状況等により決定し伝達する。

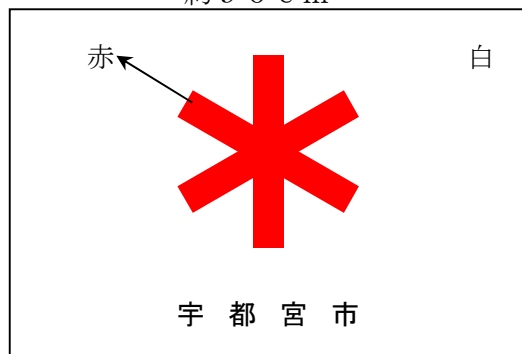
- 2 水防警報発令の際における重要水防箇所に対する出動計画は、宇都宮市水防計画資料編のとおり。

第 27 水防標識

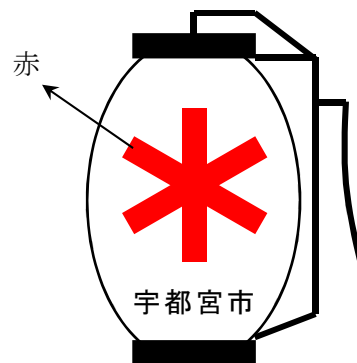
- 1 法第 18 条の規定により、水防のため出動する車両の標識は、昼夜別に次の標旗又は標灯を用いるものとする。

標旗（昼間の場合）

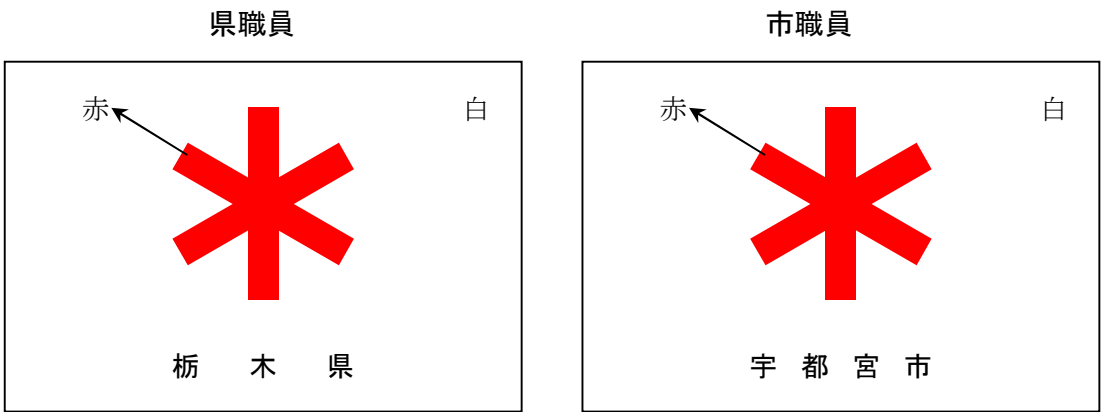
約 9 0 c m



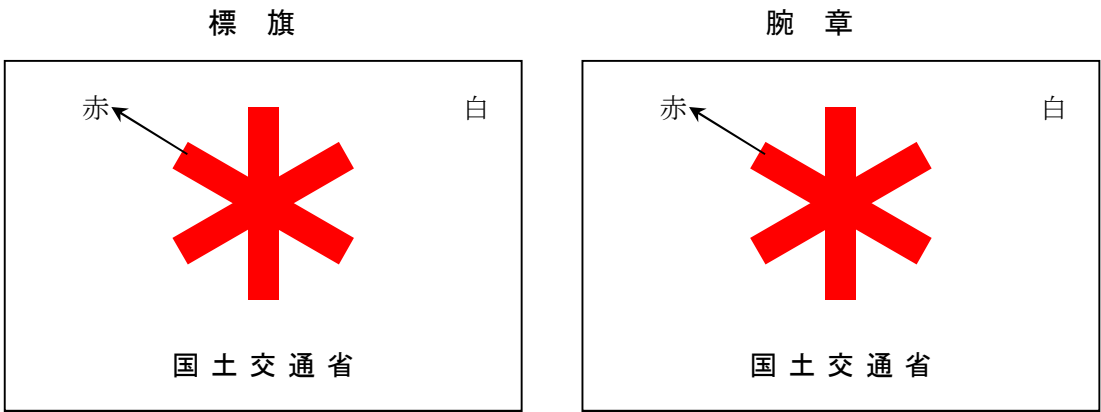
標灯（夜間の場合）



2 水防のため出動する県及び市の関係職員は、次による腕章を着用する。



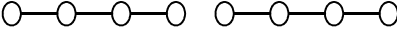
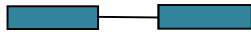
3 国土交通省関東地方整備局職員の用いる標旗及び腕章は、次のとおりである。



第 28 水防信号

法第20条第1項の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりである。

区 分		警 鐘 信 号	サイレン
第 1 信 号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休 止 ○ 休 止	5 秒 15 秒 5 秒 吹鳴 休止
第 2 信 号	水防団体及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの	○ — ○ — ○ ○ — ○ — ○	5 秒 5 秒 5 秒 6 秒 6 秒

区 分		警 鐘 信 号	サイレン
第 3 号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの		10 秒 10 秒 10 秒  5 秒 5 秒
第 4 号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	1 分 1 分  5 秒
備 考	1 信号は、適宜の時間継続する。 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げない。 3 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。		

第 29 公費負担

- 1 法第 28 条の規定による公費負担の権限を行使するもの、水防管理者又は水防機関の長にあっては、身分を示す証明書これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合には、これを提出しなければならない。

第 号	公 用 負 担 命 令 権 限 証 宇都宮市消防局（団） 職 名 氏 名 上記の者に〇〇区域における水防法第 28 条の権限行使を委任したることを証明する。 令和 年 月 日 水防管理者 宇都宮市長 佐 藤 栄 一 印
-----	---

- 2 法第28条の規定により公費負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者、又はこれに準ずべき者に交付しなければならない。

第	号	
公 用 負 担 命 令 票		
住	所	
負担者氏名		
物件数量	負担内容（使用 収用 処分）	期間概要
水防法第28条の規定により右物件を収用（使用または処分）する。		
令和	年	月 日
水防管理者		
宇都宮市長 佐 藤 栄 一 印		

- 3 市長は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償するものとする。

第30 避難のための立退き

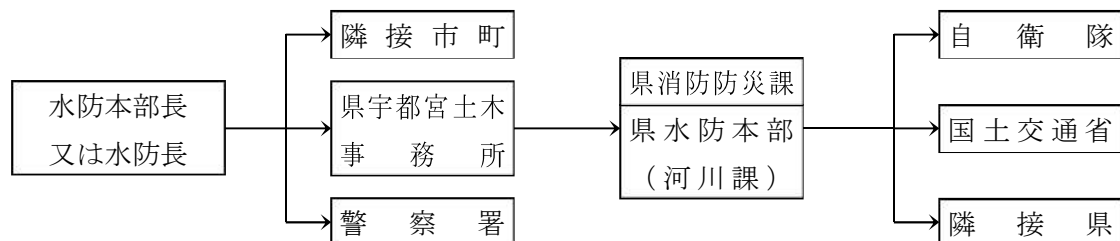
- 1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条の規定により市長又はその命を受けた職員及び消防団員は、ラジオ、水防信号又は広報網その他の方法によって、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退き又はその準備を指示することができる。
- 2 居住者に対して行う避難誘導は、市が開設する避難所の開設状況に応じ、市職員・警察官及び自主防災組織などと相互に綿密な連絡をとり実施する。
- 3 市長は、避難のための立退きを指示したときは、所轄警察署長にその旨を通知しなければならない。

第31 水防の解除

市長は、水防警報解除のあったとき及び水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、宇都宮土木事務所長に、その旨報告するものとする。

第32 決壊時の処置

- 1 堤防その他の施設が決壊、又はこれを準ずべき事態が発生した場合、市長又は消防長は、法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。
- 2 通報系統については、次のとおりとする。



- 3 水防関係者は、決壊後といえども出来得る限り氾濫により被害が拡大しないように努めなければならない。

第6章 協力応援

第33 水防管理団体の協力応援

- 1 隣接市町村の水防に関する消防機関の相互協力に関して、市長はあらかじめ次の事項を協定しておき、応援等の必要が生じたときは、隣接市町村長又は水防管理者に対し応援を要請するものとする。

なお、応援を要請した場合は土木事務所を経由して知事（河川課長）にその旨報告するものとする。

- (1) 応援要請の要領に関すること。
- (2) 応援隊の編成集合に関すること。
- (3) 応援する資材の品目数量及びこれらの輸送方法に関すること。
- (4) 経費の負担区分に関すること。
- (5) 応援隊の任務分担輸送給食（宿泊）等に関すること。
- (6) その他必要な事項

- 2 隣接市町村の消防機関の応援については、法第23条第1項の規定により、応援を求められたときはもちろんその他の場合においても、前号の協力により相互に応援する外に水防資材等については努めて共用の便を図るものとする。
- 3 相互の応援に当たっては、応援を求めた方の水防管理者の所轄のもとに（応援を求めた方の消防長又は消防団長と緊密に連絡し）努めて隊組織をもって（分団長又は関係幹部のもとに）協力するものとする。
- 4 応援又は援助協力のために要した費用の負担については、あらかじめ相互の協定・協議により定めるが、協議が整わない場合は、知事にこれらの調停を要請するものとする。

第34 水防協力団体との連携

1 水防協力団体の指定

市長は、次に定める業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を別に定める要領により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防協力団体の業務

- （1）水防上必要な監視，警戒その他の水防活動の協力
- （2）水防に必要な器具，資器材又は設備の保管，提供
- （3）水防に関する情報又は資料の収集，提供
- （4）水防に関する調査研究
- （5）水防に関する知識の普及，啓発
- （6）上記の各業務に付帯するもの

3 水防協力団体と消防機関との連携

水防協力団体は、消防機関との密接な連携の下に業務を行うとともに、毎年、消防機関が行う水防訓練に参加するよう努めなければならない。

第35 警察の協力応援

市長は、警察の援助についてあらかじめ次の事項を協議し、水防のため必要があるときは、法第22条の規定に基づき、警察署長に対して警察官の援助を要請することができる。

- (1) 要請の目的、編成（人員）
- (2) 集合の場所日時
- (3) 任務、指導区分
- (4) 応援者の給食宿泊
- (5) 経費の負担区分

第36 自衛隊の協力応援

市長は、水防上、自衛隊の救援を必要と認めたときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、知事（県河川課）に派遣を要請することができる。

- (1) 派遣要請の目的
- (2) 派遣要請の人員、車両、資器材等
- (3) 派遣要請の場所又は区域

第37 河川管理者の協力

市長は、自らが行う水防のための活動に対し、河川管理者（国土交通省関東地方整備局長及び県知事）に次の協力を依頼することができる。

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- (5) 水防活動の記録及び広報

第7章 水防報告

第38 被害状況の報告

市長は、洪水による被害を生じた場合は、次の方法により宇都宮土木事務所を経由し、知事に報告するものとする。

1 概況報告

差し当たり水害発生の日時、場所、人の被害、家屋の被害、田畑の被害等を電話又はその他の連絡手段を講じて知事に報告するものとする。

なお、特に水防資器材等の救援を要する場合は、その旨あわせて連絡するものとする。

2 中間報告

被害状況が逐次判明した場合は、適時電話等をもって報告するとともに別に定めのある様式により報告を行うものとする。

ただし、死者、重傷者及び集団被害（おおむね50戸以上）若しくは特異な被害状況については、一般報告に優先しておおむね次の事項の報告を行うものとする。

- (1) 死者、重傷者については、死傷の原因、住所、職業、氏名、年令、性別、要保護者の別（保護者の要否）参考事項
- (2) 集団被害については、その状況と対策の概要

3 確定報告

被害状況が確定した場合は、中間報告の様式により知事に確定報告（宇都宮土木事務所経由）を行うものとする。

第39 水防活動の報告

水防が終結したときは、市長は別に定めのある様式により知事（宇都宮土木事務所経由）に水防活動実施報告書を提出するものとする。

第40 被害調査

被害調査のため受持区域分担は次のとおりとする。

方面別	区 域	主調査担当	副調査担当	報告先	連絡方法
第1方面	第1分団区域	第1分団長	同副分団長	消防局 消防署	MCA 無線 又は電話等
第2方面	第2分団区域	第2分団長	〃		
第3方面	第3分団区域	第3分団長	〃		
第4方面	第4分団区域	第4分団長	〃		
第5方面	第5分団区域	第5分団長	〃		
第6方面	第6分団区域	第6分団長	〃		
第7方面	第7分団区域	第7分団長	〃		
第8方面	第8分団区域	第8分団長	〃		
第9方面	第9分団区域	第9分団長	〃		
第10方面	第10分団区域	第10分団長	〃		
第11方面	第11分団区域	第11分団長	〃		
第12方面	平石分団区域	平石分団長	〃		
第13方面	清原分団区域	清原分団長	〃		
第14方面	横川分団区域	横川分団長	〃		
第15方面	瑞穂野分団区域	瑞穂野分団長	〃		
第16方面	富屋分団区域	富屋分団長	〃		
第17方面	国本分団区域	国本分団長	〃		
第18方面	豊郷分団区域	豊郷分団長	〃		
第19方面	篠井分団区域	篠井分団長	〃		
第20方面	城山分団区域	城山分団長	〃		
第21方面	雀宮分団区域	雀宮分団長	〃		
第22方面	姿川分団区域	姿川分団長	〃		
第23方面	上河内分団区域	上河内分団長	〃		
第24方面	河内東分団区域	河内東分団長	〃		
第25方面	河内西分団区域	河内西分団長	〃		

第8章 その他

第41 水防訓練

法第32条の2の規定に基づき、毎年、水防訓練を実施する。

なお、水防訓練を実施しようとするとき又は実施したときは知事に報告するものとする。